

平成28年度三木町農業委員会
第11回 農地部会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成28年度三木町農業委員会
第11回農地部会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成29年 2月21日
(会議時間) 9:00～10:50
(開催場所) 香川県農協三木町支店3階
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数26名

1番	小倉 統一	16番	北岡 利幸
2番	阿部 一義 (欠席)	17番	寒川 義己 (欠席)
3番	山地 一夫	18番	松家 敏男
5番	原内 敏雄	19番	小松 洋子
6番	廣瀬 忠一(農政部長)	20番	左直 薫
7番	新地 照男	21番	高尾 壽一(農地部長)
8番	久保 薫	22番	安部 正雄
9番	長井 勳	23番	久米井 好美
10番	立石 清	24番	安部 元春
11番	多田 純司	25番	溝渕 廣明
12番	香西 俊之	26番	真部 利徳
13番	筒井 貞伸	27番	村松 修
14番	藤澤 勇一(会長職務代理)	28番	脇 博文(会長)
15番	多田 孝夫	29番	古市 弘

(事務局)

1. 山地修事務局長 2. 石井健一課長補佐 3. 安元哲平係長
4. 稲田貴之主事 5. 小林航太郎主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 常設審議委員会審議報告について

(3) 下限面積の見直しについて(案)

9 : 0 0 開会

事務局(山地事務局長)

それでは、2月の三木町農業委員会農地部会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等が13件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より県農業会議常任会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員さんは28名中26名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は寒川委員、阿部一義委員です。定例会議事録署名委員さんにつきましては、農地部会には真部委員と古市委員、農政部会には溝渕委員と山地委員をお願いいたします。それでは農地部会の進行を農地部長さんお願いします。

議長（高尾農地部長）

それではただ今から農地部会を開催いたします。議案第1号から議案第5号について上程致しますので、皆様慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(小林主事)

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申 請 地：井上 2, 9 2 6 m²
地 目：田
譲 受 理 由：経営規模の拡大
権 利：所有権移転公売

番号2 申 請 地：氷上 1, 0 3 4 m²
地 目：田
譲 渡 理 由：農業廃止
譲 受 理 由：経営規模の拡大
権 利：所有権移転生前一括贈与

番号1について説明します。

番号1については、先月の定例会にて審議した、公売に関する申請になりますので、説明を省略いたします。

番号2について説明します。

番号2については、親族間の所有権移転生前一括贈与になります。全部効率利用要件および下限面積要件等問題がありませんでした。

議長（高尾農地部長）

以上、議案第1号、事務局からの説明になります。それでは、地元委員の方に説明お願いいたします。番号1については、私から説明いたします。

面積に関しては、約3反位になりますが、先月の説明と同じになりますので、省略させていただきます。

19番委員(小松委員)

番号2については、譲渡人が高齢になったため、同居の譲受人に生前一括贈与をするものであります。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。地元委員の説明が終わりました。各委員の方、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主事)

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上 731 m²
地 目：田、畑
現 況：宅地
転用目的：既存農業用倉庫平屋建 1棟
併用地：宅地 1,002.94 m²
造成時期：平成5年頃

番号2 申請地：田中 353 m²
地 目：畑
現 況：宅地
転用目的：既存納屋平屋建 1棟
造成時期：平成18年頃

番号3 申請地：田中 313 m²
地 目：田
現 況：宅地

転用目的：既存納屋平屋建 1棟
既存車庫平屋建 1棟
併用地：宅地 349.92㎡
造成時期：平成元年頃

番号4 申請地：井戸 214㎡
地目：畑
現況：宅地
転用目的：宅地拡張
併用地：宅地 425.28㎡
造成時期：昭和48年頃

番号1について説明します。

番号1は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木 206㎡
地目：田
現況：田
転用目的：太陽光発電附帯施設
権利の種類：賃貸権設定
併用地：ため池

番号2 申請地：平木 2,146㎡
地目：畑
現況：畑
転用目的：資材置場

仮設ハウス平屋建 1棟

権利の種類：賃貸権設定

併用地：ため池

番号3 申請地：平木 431 m²
地目：田
現況：田
転用目的：新築住宅平屋建 1棟
権利の種類：所有権移転売買

番号4 申請地：井上 2,342 m²
地目：田
現況：田
転用目的：太陽光発電設備
権利の種類：使用貸借権設定

番号5 申請地：池戸 2,571 m²
地目：田
現況：田
転用目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号6 申請地：田中 1,223 m²
地目：畑
現況：雑種地
転用目的：資材置場
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：山林
造成時期：平成27年頃

番号7 申請地：井戸 302 m²
地目：田
現況：雑種地
転用目的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買
造成時期：昭和48年頃

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されており

ます。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、一時転用になります。土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、親族間での使用貸借契約になります。土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議長(高尾農地部長)

いずれも参考地図を渡していますので参考にしてください。ありがとうございます。それでは現地調査を行っていますので担当委員さんから報告をお願いします。

1 2 番委員 (香西委員)

2月分の農地法関連の申請について、去る平成29年2月15日(水)の午前9:00から4条申請4件、5条申請7件につきまして、会長、農地部長、香西委員、立石委員、事務局3名の合計7名にて現地調査を実施いたしました。

現場では、隣接農地、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題になりましたのは、4条申請の番号1、2、3、4と5条申請の番号6、7についてです。これらについては無断転用になりますが、現地調査の際質問等をしましたが、特に問題がなく了承したということになります。また、始末書の添付もありました。その他、特に疑うべきところもありませんでしたので了承したということになります。

議長(高尾農地部長)

その他、担当委員から説明があればよろしくお願いたします。

7番委員(新地委員)

2号議案1番について説明いたします。

(以下、申請人、転用経緯等について説明)

15番委員(多田孝夫委員)

2番、3番についてですが、ほぼ同じ内容になります。二つとも農地機構に貸出す際に無断転用が発覚したために、是正するものであります。

1番委員(小倉委員)

番号4についてですが、

(以下、申請地の概要、経緯等について説明)

議長(高尾農地部長)

議案第3号、番号1、2については、私が説明します。

番号1、2についてですが、

(以下、申請地、経緯等について説明)

8番委員(久保委員)

番号3についてですが、

(以下、申請地、経緯等について説明)

7番委員(新地委員)

番号4について説明します。先ほどの説明と同じくするところがありますが、

(以下、申請人、経緯等について説明)

23番委員(久米井委員)

番号5について説明します。

(以下、申請人、申請地について説明)

11番委員(多田孝夫委員)

番号6について説明します。

この申請についても議案第2号で説明した時と同じく、農地機構に貸付る際に発覚し、是正するものであります。

事務局(稲田主事)

申し訳ありません。参考地図に番号7の地図が付いていないので、今から配布させていただきます。

(以下、参考資料を配布)

10番委員(立石委員)

番号7について説明します。

(以下、申請に関する経緯等について説明)

また、当該申請に関してですが、申請時に、農業委員の確認書については必要書類ではなく、記名、押印はいらぬということ行政書士から言われました。このことについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

議長(高尾農地部長)

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(稲田主事)

確認書についての記名、押印についてですが、

(以下、確認書についての法令義務等の説明を行う)

議長(高尾農地部長)

この記名、押印については、確かに法的義務があるものではありません。しかし、三木町農業委員会としては、確認書を農業委員に持っていくことで、農業委員への説明を行うという行為を兼ねております。

したがって、三木町としてはこの確認書については、添付書類として申請時には添付するというようにしています。

藤澤会長職務代理者

以前に、地元農業委員から記名、押印がいただけないということで、私含め関係者と協議等を行ったことがあります。確かに、法令義務がないとはいえ、三木町としては農地部長が言われたとおり、確認をして頂くということにしております。

26番委員(真部委員)

農業委員の確認について質問したいのですが。

議長(高尾農地部長)

その件については、農地部会その他の議案で扱うことにして、今は審議を継続してもよろしいでしょうか。

26番委員(真部委員)

分かりました。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございました。他に意見等ありますでしょうか。

1番委員(小倉委員)

今回の5条申請4番についてですが、こちらの申請については、既に設置されているのではないですか。
(以下、隣接地と当該申請の関係性について質問)

議長(高尾農地部長)

これに関してですが、既に設置されているところは別の方になります。
(以下、申請地との関係について説明)

他に質問等ございますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局(小林主事)

議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、
(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が12件、再設定が8件所で合計20件になります。総設定面積は56462㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は10件で、総設定面積31,736㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。ご審議のほどをよろしくをお願いします。

議長(高尾農地部長)

各委員の方、何か意見ございますか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画についてについて、承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。

続きまして、報告第1号、農地法18条第6項解約通知報告、報告第2号、使用貸借終了農地返還通知についてに移ります。

事務局(小林主事)

報告第1号農地法18条第6項解約通知報告について

番号1 申請地：平木 618㎡
地目：畑
解約日：平成28年12月20日
解約理由：転用のため

番号2 申請地：鹿庭 4,310㎡
地目：田
解約日：平成29年2月1日
解約理由：耕作不便・低生産地のため

番号3 申請地：鹿庭 1,186㎡
地目：田
解約日：平成29年2月1日
解約理由：耕作不便・低産地のため

番号4 申請地：鹿庭 2,356㎡
地目：田
解約日：平成29年2月1日
解約理由：耕作不便・低産地のため

番号5 申請地：田中 1,824㎡

地 目：田
解 約 日：平成28年12月31日
解 約 理 由：農業廃止

番号6 申 請 地：奥山 3, 035 m²
地 目：田・畑
解 約 日：平成29年1月1日
解 約 理 由：高齢化

番号7 申 請 地：奥山 2, 869 m²
地 目：田
解 約 日：平成29年1月10日
解 約 理 由：高齢化

番号1については、現在、転用の申請がありませんが、転用申請に向けて解約するとのことです。

番号2、3、4については、有害鳥獣の被害等があり、今回解約をするものであります。

番号5については、借手の農業廃止になりますが、新しい借手については、農地機構を通じて見つけております。

番号6、7については、借手の高齢化により解約になりますが、番号6に関しては、地理的条件等もあり、農地機構を使いまして、広域で借手を捜されるとのことです。番号7に関しては議案第4号にありますように、借手が既に見つかっております。

報告第2号 使用貸借終了農地返還通知について

番号1 申 請 地：池戸 2, 099 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号2 申 請 地：池戸 5, 115 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号3 申 請 地：池戸 6, 728 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号4 申 請 地：池戸 6, 380 m²
地 目：田・畑
返 還 理 由：労力不足

解 約 日：平成29年2月1日

番号5 申 請 地：池戸 4, 186 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号6 申 請 地：池戸 4, 171 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号7 申 請 地：池戸 9, 108 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号8 申 請 地：池戸 2, 873 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号9 申 請 地：池戸 1, 421 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号10 申 請 地：鹿庭・上高岡 4069 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号11 申 請 地：上高岡 4, 228 m²
地 目：田・畑
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成29年2月1日

番号12 申 請 地：田中 3, 173 m²
地 目：田
返 還 理 由：労力不足

解 約 日：平成 29 年 2 月 1 日

番号 13 申 請 地：田中 5, 439㎡
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成 29 年 2 月 1 日

番号 14 申 請 地：上高岡 3, 775㎡
地 目：田・畑
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成 29 年 2 月 1 日

番号 15 申 請 地：井戸 2, 194㎡
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成 29 年 2 月 1 日

番号 16 申 請 地：下高岡 1, 874㎡
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成 29 年 2 月 1 日

番号 17 申 請 地：井戸 1, 421㎡
地 目：田
返 還 理 由：労力不足
解 約 日：平成 29 年 2 月 1 日

番号 1 から 17 にかけては、全て同一の条件で解約になります。

(以下、解約事由等について説明)

番号 4、12、13 に関しては、農地機構を通じて新しい借手が見つかっております。

議長(高尾農地部長)

以上、件数が多いですが、何か質問等ある方はいますか。

10 番委員(立石委員)

報告議案第 2 号についてですが、

(以下、契約内容等について質問をする)

事務局(小林主事)

立石委員からのご質問の件については、後ほど説明をいたします。

議長(高尾農地部長)

他にご質問等ありますでしょうか。

無いようですのでこの案件を終わります。続きまして議題2番、香川県農業会議常任会議審議報告について協会長からよろしくお願ひします。

協会長

報告事項 香川県農業会議常任会議審議報告について
(資料読み上げ)

議長(高尾農地部長)

それでは、議案第3号、下限面積の見直しについて事務局よりお願いいたします。

事務局(稲田主事)

それでは、資料をご覧ください。

(以下、下限面積の根拠等について説明、議論を行う)

議長(高尾農地部長)

何かご質問等ありますでしょうか。

19番委員(小松委員)

借り手が4反ないとだめということですか。例えば、先ほどの生前一括贈与の場合、贈与される側が贈与される農地も含め4反に満たなければだめということですか。

事務局(稲田主事)

そのとおりです。

19番委員(小松委員)

今までもそうだったのですか。

事務局(稲田主事)

はい、今までもそうでした。あくまで、個人で贈与を受ける場合下限面積4反以上にならないといけません。

19番委員(小松委員)

では、一度に4反以上になればいいということですね。

26番委員(真部委員)

4反以下で耕作している場合、罰則はありますか。

藤澤会長職務代理者

データ上では、4反を下限の面積としていますが、他市町に関しては別の下限面積を定めている市町もあります。また、個々によって条件も異なるわけですから、別段の面積について設定可能か説明をお願いいたします。

事務局(稲田主事)

地域の農地利用状況等を勘案して、別段の下限面積を設定することが可能ではあります。しかし、そのような事案に関しては経営基盤強化促進法で対応できるのであれば対応していきたいと考えております。

藤澤会長職務代理者

残存小作に関してですが、離作時に所有権の分割をしたい方もいますが、下限の絡みで出来ないこともあります。そのこともこれから先に考えていただきたい。

8番委員(久保委員)

こちらのデータの見方ですがどのように見ればいいでしょうか。

事務局(稲田主事)

(データの見方について説明)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。それでは、農地部会中ですが、三木町農業委員会として決めるということですので決を採ります。事務局より説明のあった下限面積について賛成の方挙手を願います。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。それでは、三木町農業委員会として決定と致します。続きまして、議題4番、その他について、先ほどの件を。

藤澤会長職務代理者

それでは、その他のほうですが、議案第3号番号1、2に係る他法令、他団体との関係について説明等を行いたいと思います。

(以下、当該申請についての議論を行う)

23番委員(久米井委員)

当該申請に係る他団体との関係ですが、ため池は土地改良区の管轄になると思います。

(以下、他団体との関係について質問等を行う)

29番委員(古市委員)

土地改良区等に係る質問についてですが、ため池の所有権は地方公共団体である町が、管理等は水利組

合がしていますので、水利組合と業者の人との交渉、それと町の下承をもらえばいいのであって土地改良区としては介入は差し控えさせていただくということになっています。最終的に町が下承していないですか。

(以下、土地改良区と当該農地転用に係る関係の説明を行う)

事務局(山地課長)

目的外使用と地元との関係についてですが、

(以下、目的外使用と地元との関係について説明する)

議長(高尾農地部長)

他に質問等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

ないようですので、これにて農地部会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、農地部長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

議長(農地部長) _____

署名委員 _____

署名委員 _____